

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
22	花巻市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第6項の規定による同意を得た基本計画により定められた促進区域である本市において、承認を得た地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業のための施設のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令第2条で定める施設を設置した事業者が所有する当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 ・地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画にかかる国における同意日の期限を延長する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 令和元年6月定例会 ②施行日 公布の日 ③適用日 平成31年4月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条地方公共団体等を定める省令 ②法令改正施行日 平成31年4月1日</p>	対象外		法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであるため。